平成３０年（フ）第２６号
長野県下伊那郡松川町大島474番地１　パークヒルズ松川102号室
債務者　小川　杉夫
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第３０号
兵庫県伊丹市山田６丁目８番59―301号
債務者　佐伯　秀子（旧姓曽我部）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
兵庫県宝塚市安倉西４丁目13番１号
債務者　石原　玲子（旧姓**廣**瀬）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目８番５号
債務者　福本　明弘
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
兵庫県西宮市東山台２丁目６番地　218号棟301号
債務者　浦澤　裕之
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―307号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―513号
債務者　植松　　栄
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５６号
兵庫県尼崎市立花町３丁目34番15―301号
債務者　山口由紀子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２号
宮崎県延岡市上三輪町2828番地
債務者　姥田　崇夫
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第４７号
宮崎県延岡市出北１丁目20番１―105号　田野コーポ
債務者　甲斐　和広
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５３号
宮崎県延岡市南一ケ岡６丁目９番５－４号　市営住宅
債務者　髙橋千代芽
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５５号
宮崎県日向市東郷町山陰甲759番地１
債務者　黒木良代子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２８号
宮城県大崎市古川若葉町１丁目10番２－２号　古川若葉町住宅32号
債務者　高橋　絹代
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
広島県呉市郷原野路の里１丁目30番１号
債務者　川上　絵美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第６１号
佐賀市鍋島６丁目16番６号　サンビレッジＡ201
債務者　藤川　高由
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
佐賀市鍋島４丁目７番20号　ドリームハイツヨコオ102号
債務者　杉野　浩巳
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７５号
佐賀市大和町大字東山田1565番地５　ニュベリー大和Ｎ１
債務者　石橋久美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係